

焼津市会計年度任用職員募集案内

焼津市において令和 8 年 1 月 4 日から任用する会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 募集する職務内容、勤務条件、採用予定人数など

区分番号	－
採用予定人数	3 人
採用期間	令和 8 年 1 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（更新の可能性あり）
職務内容	市内直営子育て支援センターにおける地域子育て支援に関する業務 ・来場者対応、子育て等に関する相談受付、イベント企画運営、館内清掃及び消毒等のフロア対応 ・業務日報、イベント計画書・報告書等の各種書類作成
応募に必要な資格・免許	・保育士資格、幼稚園教諭資格、子育て支援員研修（地域子育て支援拠点事業）修了、小学校教諭資格のいずれか一つ以上 ・PC スキル
勤務場所	①子育てサポートルームつどいの広場（焼津市大覚寺三丁目 2 番地の 2） ②親子ふれあい広場（焼津市本町五丁目 6 番 1 号） ③大井川子育て支援センターとまとびあ（焼津市宗高 1205 番地の 1） のいずれか
勤務条件	勤務日数：休館日を除く週 2 日（土日祝を含む） 勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 7 時間 45 分 休憩時間：60 分 休日：①日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、シフト勤務における休日 ②火曜、シフト勤務における休日 ③月曜及び第三日曜日、シフト勤務における休日
休暇制度	年次有給休暇：採用時に付与 有給の特別休暇：忌引休暇、結婚休暇など 無給の特別休暇：育児時間休暇、子の看護休暇など
報酬等	報酬額：時給 1,313 円 手当等：期末手当、通勤手当、超過勤務手当等を市の規定に基づき支給 ※報酬額は職歴などによって加算されることがある
社会保険	短時間勤務のため加入なし
問い合わせ先 （所管課）	こども未来部子育て支援課子育て政策担当 電話 054-626-1137

2 応募資格

- (1) 応募を希望する職務に必要な資格や免許を取得していること。

※ 職務に必要な資格や免許は、上記1の「勤務条件等の詳細」をご確認ください。

- (2) 地方公務員法第16条の各号に該当しない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 焼津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募手続

- (1) 受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月29日（月）まで

- (2) 提出書類

焼津市会計年度任用職員採用申込書

- (3) 申込書の作成における注意事項など

- ・ 学歴欄は、中学校卒業以降から最終学歴までを記入してください。
- ・ 在学中の学歴は、卒業年月に「〇年〇月（卒業見込）」と記入してください。
- ・ 職歴欄及び資格・免許の名称欄に記入できない場合は、任意の書式で別紙を添付してください。
- ・ 選択項目は、□に✓を記入してください。
- ・ 申込内容欄の「申し込みをする職務の所管課」及び「区分番号」は、上記1の「勤務条件等の詳細」に記入されている所管課及び区分番号を記入してください。
- ・ 申込内容欄の氏名は、自書でお願いします。

- (4) 書類提出方法

焼津市役所子育て支援課の窓口を持参するか、下記の宛て先に郵送してください。

宛て先 〒425-8502 焼津市本町 2-16-32

宛て名 焼津市役所こども未来部子育て支援課

※ 申込書を郵送する場合は9月29日（月）必着のこと

4 選考方法

- (1) 提出された申込書にて一次選考を実施し、令和7年10月10日までに応募者全員に対し、結果を連絡させていただきます。
- (2) 書類選考の通過者は、個別面接による2次選考を実施し、採用内定者を決定します。
- (3) この募集の選考に漏れた場合でも、任用希望者名簿の登録を希望する方は、令和8年3月31日まで任用希望者名簿に登録され、この募集以外の他の職務で選考の対象とすることがあります。

5 その他

- ・焼津市会計年度任用職員に関する条例・規則等の定めるところによる。
- ・採用日から1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで延長）は条件付採用期間とし、良好に勤務した場合は、当該期間を経過した日の翌日から正式採用されたものとみなします。
- ・給料表の規定にかかわらず、決定された給料月額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金を基に算出した給料月額に満たない場合は、当該地域別最低賃金を基に算出した給料月額を支給するものとします。